

学生支援緊急給付金の支給対象者の要件一覧

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生を支援するため、国が緊急の現金給付事業を創設しましたので、所定の期限迄に学生サポートセンターへ申請すると、日本学生支援機構(以下「機構」)から支給を受けられる場合があります。

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなど、以下の①～⑥の要件を全て満たす者が支給の対象となります。

[留学生※以外の場合]

支給対象者の要件(基準)	必要書類
①家庭から多額の仕送りを受けていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は 2019 年度の仕送り年額を記載すること	預金通帳の写し (任意)
②・自宅外で生活している ・自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない } のいずれかに該当すること	賃貸契約書の写し、 直近の家賃支払い 根拠書類の写し等
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。 ※1年生はアルバイトでの収入予定額、2年生以上は 2019 年度のアルバイト収入額を記載すること	
④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	
⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)が大幅に減少(前月比 50%以上)している	アルバイト先からの 給与明細、預金通 帳等の写し(任意)
⑥既存制度(機構をはじめ民間等の奨学金)について以下のいずれかを満たす	
1) 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」)の第 I 区分の受給者	認定書等の写し(提 出可能な場合)
2) 新制度の第 II 又は第 III 区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者	
3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者	
4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者	
5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者	認定書等の写し

※留学生については、別途お知らせします。